

滋 森 政 第 8 4 1 号
令和元年(2019年)9月11日

滋賀県森林審議会
会長 栗山 浩一 様

滋賀県知事 三日月 大造

琵琶湖森林づくり条例の改正について(諮問)

このことについて、貴審議会の意見を聴きたいので、森林法(昭和26年6月26日法律第249号)第68条第2項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

(別紙)

滋賀県では、すべての県民が森林づくりに主体的に参画し、その多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て、健全な姿で未来に引き継ぐことを目指し、平成16年4月に「琵琶湖森林づくり条例」(以下「条例」という。)を施行しました。

平成26年度には、新たな課題である、森林境界明確化、鳥獣対策の推進、樹齢が特に高い樹木がある森林の保全等の内容を追加した、条例改正を行い、琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりに取り組んできました。

現在、戦後植栽の人工林資源は、利用期を迎え成熟しつつありますが、一方で、林業生産活動の低迷等により、伐採や新たな植栽が行われず高齢化が進行し、持続的な資源利用が困難化している状況です。

また、農山村では過疎化・高齢化に伴い、地域の森林の適切な管理が困難となっていることから、森林づくりの基盤となる農山村の活性化を図る必要が生じていることなど、新たな課題が顕在化しています。

加えて、台風や集中豪雨などの気象災害の頻発に伴う風倒木被害など、県民生活に直接影響する被害が増加しています。

こうした課題に対処する必要があることから、森林法第68条第2項の規定に基づき、「琵琶湖森林づくり条例の改正」について、専門的な審議をしていただきたく諮問します。

滋 森 政 第 8 4 2 号
令和元年(2019年)9月11日

滋賀県森林審議会
会長 栗山 浩一 様

滋賀県知事 三日月 大造

琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)の策定について(諮問)

このことについて、貴審議会の意見を聴きたいので、琵琶湖森林づくり条例(平成16年3月29日滋賀県条例第2号)第9条第4項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

(別紙)

先に諮問した条例の改正を踏まえ、改正条例に即した基本計画を策定する必要があります。

また、現基本計画は、令和2年度に計画期間の終期を迎えることから、これまでの成果や課題を踏まえ、新たな基本計画（第2期）を策定することとし、引き続き、琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりに取り組みたいと考えています。

第2期基本計画では、森林の将来の姿としてのビジョンを示し、目指す姿やその実現のために必要な施策を盛り込むこととし、加えて、人工林資源の高齢化の進行や、頻発する気象災害による風倒木被害等の増加、農山村の活性化など、新たに顕在化する課題に積極的に対応していく必要があります。

こうしたことから、条例第9条第4項の規定に基づき、「琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の策定」について、専門的な審議をしていただきたく諮問します。